

自 動 車

1 特別駐車許可

「駐車禁止除外指定票章」の交付を受けて、駐車禁止区域（法定禁止場所を除く）でも、他の交通の妨げにならない範囲で駐車することができます。申請手続きに必要なもの等をあらかじめ電話で御確認ください。対象者は以下の通りです。

- ① 患者輸送車又は車いす移動者として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中の車両
- ② 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者で色素性乾皮症のもの
- ③ 療育手帳の交付を受けている者のうち、重度（A）の障がいを有するもの
- ④ 精神保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、1級の障がいを有するもの
- ⑤ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、下表の障がいの程度を有するもの

障 害 の 区 分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） 移動機能 1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	— —
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

【相談窓口】◆ 伊東警察署交通課 (238-0110)

2 ゆずりあい駐車場制度

車いす利用者等、歩行が困難な方に一定の基準に基づいて利用証を交付し、車いすマークの駐車場の適正利用を図る制度です。対象者は下表に該当し、かつ現に歩行が困難な状態にある方です。

区分	等級	必要な書類等
身体障がい者	視覚障害	1級～4級の1
	聴覚障害	2級～3級
	平衡機能障害	3級
	肢体不自由上肢	1級～2級の2
	肢体不自由下肢	1級～4級
	肢体不自由体幹	1級～3級
	内部障害※	1級～3級
	脳原上肢	1級～2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
知的障がい者	A	療育手帳
精神障がい者	1級	精神障害者保健福祉手帳
高齢者	要介護度2以上	介護保険被保険者証
難病患者	特定疾患医療受給者 小児慢性特定疾患医療受給者	特定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾患医療受診券
妊産婦	妊娠7ヶ月～産後3ヶ月	母子健康手帳

※利用証は駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方も、必要な場合には車いすマークの駐車場を利用することができます。

【相談窓口】◆ 市役所 社会福祉課 (☎32-1532・1533)

◆ 静岡県 地域福祉課 (☎054-221-2844)